

2019年9月吉日

保護者各位

 特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール
 事務局

消費税増税に伴う対応について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、弊団体アフタースクール利用料金に対する消費税率を下記のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

記

現行 : 税抜価格 + 消費税 8%

改定後 : 税抜価格 + 消費税 10%

適用時期 : 2019年10月1日以降のアフタースクール利用にかかる料金より適用

2019年9月のご利用料金については8%、10月のご利用料金は10%の消費税をお預かりすることになります。

ご利用規約に基づき、これまで通りレギュラー料金・定期プログラムは当月、スペシャルプログラム等利用実績に基づいて翌月ご請求させていただきます。

尚、6月の保護者会にて消費税に関するご連絡を差し上げた際、アフタースクールで提供する「おやつ」は軽減税率対象とのご連絡をいたしましたが、再度税務署に確認したところ軽減税率適応外とのことでした。訂正してお詫び申し上げます。

例)

2019年10月請求

明細項目	消費税率
レギュラー利用 (10月利用分)	10%
定期プログラム (10月利用分)	10%
スポット利用 (9月実績)	8%
スペシャルプログラム (9月実績)	8%
おやつ・お弁当 (9月実績)	8%
引落手数料 (10月ご請求分)	10%

11月請求

明細項目	消費税率
レギュラー利用 (11月利用分)	10%
定期プログラム (11月利用分)	10%
スポット利用 (10月実績)	10%
スペシャルプログラム (10月実績)	10%
おやつ・お弁当 (10月実績)	10%
引落手数料 (11月ご請求分)	10%

今回の税制改正に伴う対応につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具